

(個人、法人役員及び法定代理人共通)

誓約書

私は、質屋営業法第3条第1項第4号に掲げる

精神機能の障害により質屋の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

に該当しないことを誓約します。

和歌山県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名